

平成29年 業種別労働災害発生状況

小田原 労働基準監督署

(平成29年12月末現在)

業 種	当 年 (平成29年)		前 年 (平成28年)		増減数		増減率
01 食料品製造	9	(0)	9	(0)	0	(0)	0.0%
02 繊維工業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
03 衣服その他の繊維	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
04 木材・木製品	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
05 家具・装備品	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
06 パルプ等	4	(0)	6	(0)	-2	(0)	-33.3%
07 印刷・製本	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
08 化学工業	14	(0)	4	(0)	10	(0)	250.0%
09 窯業土石	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
10 鉄鋼業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
11 非鉄金属	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
12 金属製品	3	(0)	0	(0)	3	(0)	-
13 一般機械器具	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
14 電気機械器具	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
15 輸送機械製造	2	(0)	3	(0)	-1	(0)	-33.3%
16 電気・ガス	3	(0)	0	(0)	3	(0)	-
17 その他の製造	4	(0)	4	(0)	0	(0)	0.0%
01 製造業小計	47	(0)	31	(0)	16	(0)	51.6%
02 鉱業小計	1	(0)	1	(1)	0	(-1)	0.0%
01 土木工事	11	(0)	9	(0)	2	(0)	22.2%
01 鉄骨・鉄筋家屋	4	(0)	4	(0)	0	(0)	0.0%
02 木造家屋建築	11	(0)	1	(0)	10	(0)	1000.0%
03 建築設備工事	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
09 その他の建築工事	3	(0)	13	(0)	-10	(0)	-76.9%
02 建築工事	18	(0)	19	(0)	-1	(0)	-5.3%
03 その他の建設	2	(0)	6	(1)	-4	(-1)	-66.7%
03 建設業小計	31	(0)	34	(1)	-3	(-1)	-8.8%
01 鉄道等	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
02 道路旅客	8	(0)	9	(0)	-1	(0)	-11.1%
03 道路貨物運送	20	(0)	15	(0)	5	(0)	33.3%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 運輸交通業小計	31	(0)	26	(0)	5	(0)	19.2%
01 陸上貨物	7	(0)	15	(0)	-8	(0)	-53.3%
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 貨物取扱小計	7	(0)	15	(0)	-8	(0)	-53.3%
01 農業	2	(0)	6	(0)	-4	(0)	-66.7%
02 林業	4	(0)	6	(0)	-2	(0)	-33.3%
06 農林業小計	6	(0)	12	(0)	-6	(0)	-50.0%
01 畜産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 水産業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
07 畜産・水産業小計	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
01 卸売業	3	(0)	4	(0)	-1	(0)	-25.0%
02 小売業	32	(0)	32	(0)	0	(0)	0.0%
03 理美容業	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
04 その他の商業	3	(0)	5	(0)	-2	(0)	-40.0%
08 商業	38	(0)	43	(0)	-5	(0)	-11.6%
01 金融業	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
02 広告・あっせん	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
09 金融広告業	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 通信業	10	(0)	11	(0)	-1	(0)	-9.1%
12 教育研究	1	(0)	4	(0)	-3	(0)	-75.0%
01 医療保健業	6	(0)	9	(0)	-3	(0)	-33.3%
02 社会福祉施設	13	(0)	25	(0)	-12	(0)	-48.0%
03 その他の保健衛生	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
13 保健衛生業	21	(0)	36	(0)	-15	(0)	-41.7%
01 旅館業	33	(0)	32	(0)	1	(0)	3.1%
02 飲食店	10	(0)	9	(0)	1	(0)	11.1%
03 その他の接客	7	(0)	14	(0)	-7	(0)	-50.0%
14 接客娯楽	50	(0)	55	(0)	-5	(0)	-9.1%
15 清掃・と畜	29	(0)	28	(0)	1	(0)	3.6%
16 官公署	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 その他の事業	9	(0)	9	(0)	0	(0)	0.0%
17 その他の事業	9	(0)	9	(0)	0	(0)	0.0%
合 計	284	(0)	308	(2)	-24	(-2)	-7.8%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

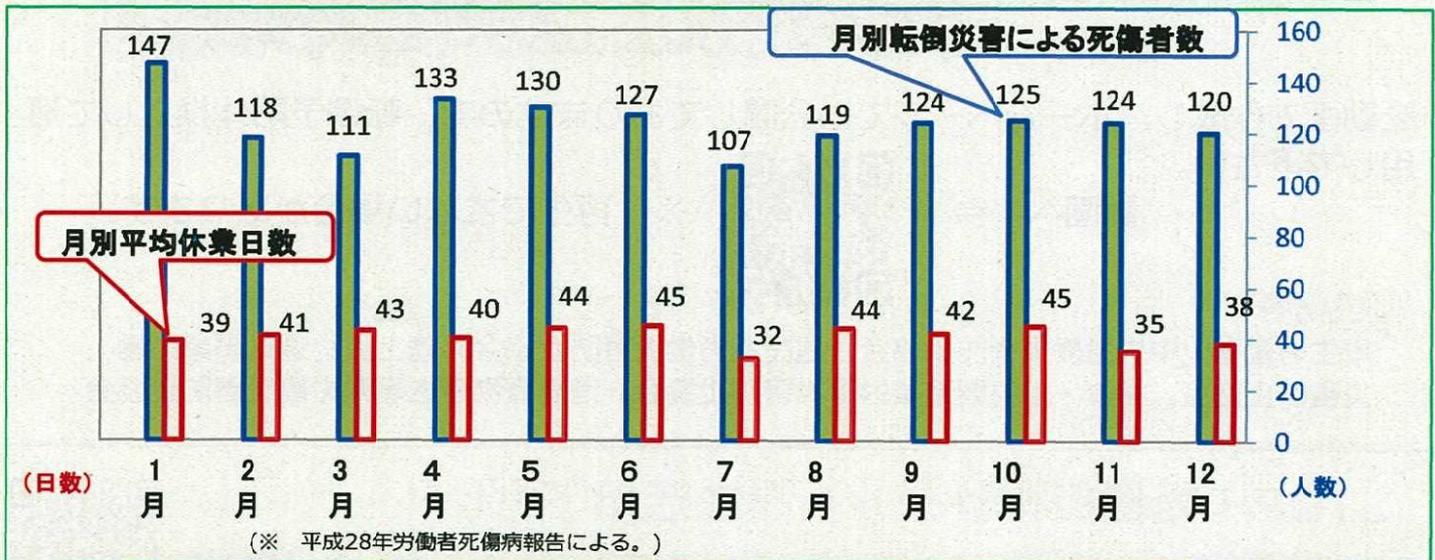
日程 289 以降 済んでない

STOP！転倒災害プロジェクト神奈川

神奈川労働局・各労働基準監督署

神奈川局内の死傷者数が最も多い災害は**転倒災害**で、平成28年の**転倒災害1件の休業日数**は平均で**40.2日**になっています。

平成28年の神奈川局の転倒災害による月別発生件数と月別平均休業日数



あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？

(平成28～29年冬季間に神奈川県内で発生した主な「転倒」災害)

業種	被災者年齢 (経験年数)	傷病部位、 傷病名	休業見込 日数	災害の概要
製造業	40歳代 (約12年)	すね打撲	5日間	朝、出勤時に玄関の階段を上がったところ、階段に積もっていた雪で足を滑らせ倒れた際に、階段にすねを強打した。
製造業	40歳代 (約3年)	胸椎骨折	2ヶ月	出勤して社内の廊下を歩行中、靴の底に雪が付着して滑って尻もちをついたところ、胸椎を圧迫骨折した。
運送業	40歳代 (約2年)	肋骨骨折	2ヶ月	荷卸しのため、車両後部へ移動したところ、路面が濡れて積雪しており、滑って脇腹から倒れ、肋骨を骨折した。
小売業	60歳代 (約25年)	手首骨折	2ヶ月	勤務先店舗で冷凍庫に入ろうとしたところ、冷凍庫の前に氷が張っているのに気が付かず、転倒して床に手を着いたところ手首を骨折した。
卸売業	30歳代 (約5ヶ月)	肘骨折	6日	出張先で凍った路面で滑って転倒し、両手を着いたところ片肘を骨折した。
接客娯楽業	40歳代 (約9ヶ月)	足首骨折	1ヶ月半	早朝、店舗敷地内の洗濯場へ移動中、薄暗く路面が凍結していることに気が付かず、足を滑らせて転倒したところ、足首を骨折した。
ビルメンテナンス業	70歳代 (約4年)	手骨折	3ヶ月	清掃終了後、キャリーカーを引いて移動中、マンホールの上に積もった雪に足を取られ転倒。その際、手を強打し骨折した。

2月は転倒災害防止の重点取組期間です！

STOP！転倒災害プロジェクト神奈川

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、神奈川県労働局・県内各労働基準監督署でも、『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』として各種取り組みを実施しており、特に積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間としております。

また、神奈川県労働局では、

「ころばNICEかながわ体操」

を動画で作成し、ホームページでも公開しておりますので、転倒予防体操として活用して下さい。

動画へ ⇒



※ 再生できない場合があります。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

「STOP！転倒災害サイト」をご活用下さい！



転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

STOP！転倒

検索

<厚生労働省ホームページ> <職場のあんぜんサイトホームページ>

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、「危険の見える化」事例等転倒災害防止に役立つ保護具や用具、「4S活動」、「KY活動」などを紹介しています。

転倒危険！



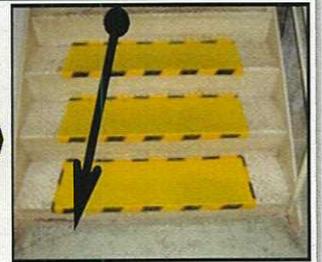
コメント

- ・ 走らない
- ・ 焦らない
- ・ 慌てない

階段の下りはじめ3段と着地前3段に黄色のペンキを塗り転倒防止!!



職員用階段上下3段に黄色のペンキで塗装を施し、注意喚起する対策をとった。



自所属で階段での転倒災害が発生し、他所属でも下りる最初と最後での発生が多いとの事例から対策を考えました。(副店長)



<塗装後の職員の意見>

- ・ 塗装してあるので無意識のうちに注意してしまう。
- ・ 塗装箇所付近になると自然にスピードを緩める。
- ・ 塗装箇所を見ると階段で転倒しそうになったことを思い出す。

転倒危険場所を「見える化」しましょう！

(資料出所：中央労働災害防止協会)

↑ 上のステッカーは、厚生労働省「STOP！転倒災害プロジェクト」のHPからダウンロードできます。

冬期の転倒災害防止のポイント

積雪・凍結などの転倒災害のリスクが高くなる冬期間は、以下の対策が特に重要です。

◇天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、早めの対策を実施しましょう。

◇時間に余裕をもって歩行、作業を行う

天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を付けて歩くようにしましょう。



＜ヒートマットの設置例＞

◇駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などに注意する

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口では転倒防止用マットを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。

◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

転倒防止に役立つ靴と保護具を活用しましょう

雪道を安全に歩くには、靴選びが大事！

＜靴選びの4つのポイント＞

- ▶ 防滑性：靴底が滑りにくいこと（やわらかいゴム底のものは、ゴムがすり減っていないかもしっかり確認しましょう）
- ▶ 撥水性・防水性：水分が靴の中に入り込まないこと
- ▶ 保温性：靴の中を温かく保てること
- ▶ サイズ：足のサイズにあった靴を選びましょう！
 - 小さい靴：足指が自由に動かしにくく、バランスを崩したときの踏ん張りが効かなくなる。
 - 大きな靴：歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが足の動きに追従できなくなる



柔らかいゴムを使った靴底は、路面に対する密着力が強いいため滑りにくくなっています。

参考サイト

1 雪道で「転ばないコツ」を身につけましょう！

札幌発！ 雪道を安全・快適に歩くための総合情報サイト

ウインターライフ推進協議会へのリンク → <http://tsurutsuru.jp/>



2 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、滑りによる転倒災害を防止するための映像教材を作成し、公開していますので、参考にしてください。



映像教材は↓から閲覧することができます。

http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_05.html



あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう！

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
4	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	職場巡視を行い、通路、階段などの状況を チェックしていますか	<input type="checkbox"/>
7	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
9	作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

産業医制度に係る見直しについて 労働安全衛生規則等が改正されました

平成29年3月29日公布 同年6月1日施行

見直しの背景

- 近年、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等の重要性が増す中、産業医に求められる役割も変化し、対応すべき業務は増加しています。
- このような背景から、産業医が必要な措置を講じるための情報収集の在り方を中心に、産業医がその職務をより効率的かつ効果的に実施できるよう、以下の見直しが行われました。

※「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書（平成28年12月26日公表）参照

< 見直しのポイント >

check



① 健康診断の事後措置に必要な情報の提供

事業者は、健康診断の結果、異常所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその労働者の業務に関する情報を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

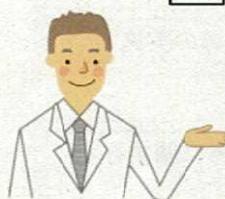
check



② 長時間労働者に関する情報の提供

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、速やかにその労働者の労働時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

check



③ 定期巡視等産業医の情報収集の見直し

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることが可能となりました。

それぞれの内容を詳しく確認！ ➡ 次ページへ

< 見直しの内容 >

1

事業者は、健康診断の結果、異常所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその**労働者の業務に関する情報**を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

改正 労働安全衛生規則第51条の2 ほか有機溶剤中毒予防規則等8省令

○ 労働者の業務に関する情報とは

ア「労働安全衛生規則」に関するもの

労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

イ「有機溶剤中毒予防規則等」に関するもの

特殊健康診断の対象となる有害業務以外の業務を含む、

労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

改正の背景

定期健康診断の有所見率が5割を超える中、異常所見者の就業上の措置に関する医師等からの意見聴取は、事業者の義務であり、産業医に期待される重要な職務です。

その実施を徹底し、適切に意見を述べるができるように、健康診断の結果の情報に加えて、労働者の業務に関する情報を提供しなければならないこととしました。



2

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、速やかにその労働者の**労働時間に関する情報**を産業医に提供しなければなりません。

改正 労働安全衛生規則第52条の2

○ 労働者に関する情報とは

ア：時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者の氏名、及び当該労働者の超えた時間に関する情報

イ：アに該当する労働者がいない場合においては、該当者がいないという情報

改正の背景

過重労働による健康障害の防止対策をはじめとする、産業医活動の充実を図る観点から、長時間労働者に関する情報を産業医に提供しなければならないものとなりました。長時間労働者に対する面接指導について、産業医による勧奨を促進する目的のほか、健康相談等で情報を活用することを想定しています。



注記

- ・時間外・休日労働時間とは、休憩時間を除き、1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間をいいます。
- ・産業医とは、労働者の健康管理等を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務があります。

(参考)

長時間労働者への産業医等による面接指導の流れ

事業者が、残業時間が月100時間超の労働者の情報を産業医に提供

産業医が、残業時間が月100時間超の労働者に面接指導の申出を勧奨

労働者からの申出

産業医等による面接指導の実施

産業医等が就業上の措置に関する意見を述べる

事業者が就業上の措置を講じる

3 事業者から産業医に**所定の情報**が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にするのが可能となりました。（巡視の頻度の変更には**事業者の同意**が必要です。）

改正 労働安全衛生規則第15条

○ 所定の情報とは

ア：衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果

- ・ 巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所
- ・ 巡視を行った衛生管理者が「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容
- ・ その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項

イ：アに掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

- 例) ・ 労働安全衛生法第66条の9に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及びその労働時間数
- ・ 新規に使用される予定の化学物質・設備名、これらに係る作業条件・業務内容
- ・ 労働者の休業状況

ウ：休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報（=**今回の見直し②により、産業医への提供が義務付けられた情報**）

※ 定期巡視の頻度の見直しをしない場合においても、事業者は産業医に対して上記ア、イの情報を提供することが望まれます。

○ 事業者の同意について

事業者の同意を得る際は、産業医の意見に基づいて、衛生委員会等において調査審議を行ったうえで行うことが必要です。

また、当該調査審議は、巡視頻度を変更する一定の期間を定めた上で、その一定期間ごとに産業医の意見に基づいて行います。

- 例) 4月～9月の6か月間は巡視頻度を2か月に1回にすると衛生委員会で決まった場合
⇒10月の衛生委員会で再度、巡視頻度が2か月に1回で問題ないかを話し合ひましょう。

改正の背景

過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となっており、産業医のより効率的かつ効果的な職務の実施が求められています。

そのような中、これらの対策のための情報収集に当たり、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられることから、毎月、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合には、産業医の職場巡視の頻度を2か月に1回とすることを可能としました。



注記

衛生委員会とは、労働者の衛生に係る事項を調査審議するための会議体。構成員は使用者、労働者、産業医等。常時使用する労働者が50人以上の事業場において設置義務があります。

【参考】労働安全衛生規則等関係条文

※ 下線は今回の改正部分

労働安全衛生規則

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

2 (略)

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第五十一条の二 第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

2 法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行つたときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり百時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

有機溶剤中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第三十条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

鉛中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第五十四条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

四アルキル鉛中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十三条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

特定化学物質障害予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

高気圧作業安全衛生規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第三十九条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

電離放射線障害防止規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

石綿障害予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十二条 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十二條 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

改正内容に関する通達・資料はこちらをご参照ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165475.html>

産業医 労働安全衛生規則改正

検索

本リーフレットに関するお問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署へ

所在案内: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労基署 所在案内

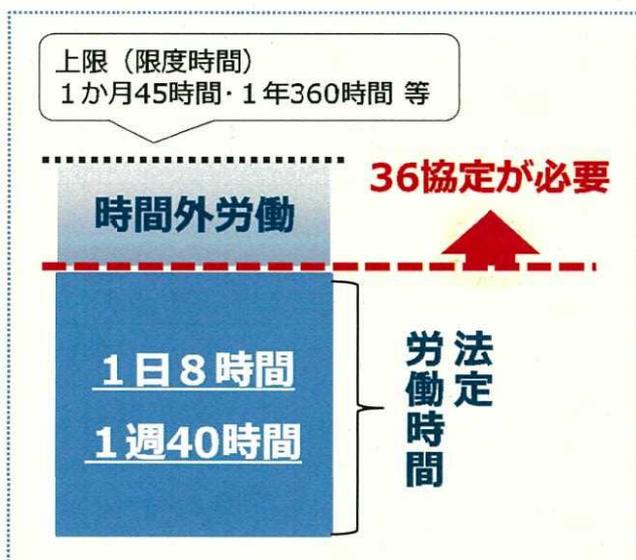
検索

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
・労働基準法第36条に基づく労使協定（^{サブロク}36協定）の締結、
・労働基準監督署への届出
が必要です。
- ^{サブロク}○36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。



- （※）具体的には、
- ①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
 - ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。

（相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。）

36協定を結ばないまま法定労働時間を超えた労働（残業）が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。

36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いします。

相談窓口等について

お気軽にご相談ください。

下記の窓口では、長時間残業の見直しなど、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者の方に、具体的な方法のアドバイス等を行っています。

例えば、

「労働時間等に関する現行の制度内容が分からない」

⇒ 現行制度の内容等を説明 (①)

「人材の確保など、事業運営の支障を抱えている」

⇒ 人材が定着しやすい職場環境づくりのアドバイスや助成措置を紹介 (②)

⇒ 事業運営や経営上の課題について相談・アドバイス (③)

① 労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせ先

▶ 最寄りの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

② 職場環境の改善に関する相談窓口（働き方・休み方改善コンサルタント）

長時間労働をなくし、労働時間や休暇の改善に取り組む事業主を支援しています。

労務管理等の専門家による電話相談や、事業場を訪問し具体的な提案を行うコンサルティングを無料で行っています。

▶ 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ 事業運営や経営上の課題に関する相談窓口（よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者の「働き方改革」に必要な、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題については、『よろず支援拠点』まで御相談ください。

『よろず支援拠点』は、全国47都道府県に設置されており、拠点ごとに、経営改善、会計・財務やITなど、様々な分野の専門家を複数配置し、ワンストップで相談に応じます。また、問題に応じた適切な支援機関の御紹介もいたします。

▶ 各拠点の連絡先はこちら。 <http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html>

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の記載例

様式第9号（第17条関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
					1か月（毎月1日）	1年（4月1日）		
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	検査	10人	1日8時間	3時間	30時間	250時間	平成〇年4月1日から1年間
	月末の決算事務	経理	5人	同上	3時間	15時間	150時間	同上
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
臨時の受注、納期変更		機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30			平成〇年4月1日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

平成〇年 3月 15日

使用者 職名
氏名

検査課主任

山田花子

工場長

田中太郎

